

# 弁護士・弁護士会 災害ケースマネジメント事例集

日本弁護士連合会災害復興支援委員会

2025年5月

※本事例集は、委員会等の調査、研究結果をまとめたものであって、日本弁護士連合会の見解としてまとめたものではありません。また、本事例集の配布範囲は、主に日本弁護士連合会の会員を想定していますが、行政、福祉機関、N P O等との連携を促進するためのツールとして、必要に応じて関係機関に提供いただくことも可能です。

## 目次

はじめに	1
事例 1 仙台の取組（東日本大震災）	2
事例 2 岩手の取組（平成28年台風10号（岩泉）の支援）	5
事例 3 熊本の取組（平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨（球磨川豪雨））	8
事例 4 鳥取の取組（平成28年鳥取県中部地震、平時）	10
事例 5 広島の取組（平成30年西日本豪雨災害）	11
事例 6 静岡の取組（令和3年熱海市土石流災害、令和4年台風15号）	13
事例 7 徳島の取組（平時）	15

## はじめに

災害ケースマネジメントとは、「被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組」をいいます。

日弁連は、2016年2月19日付けの「被災者の生活再建支援制度の抜本的な改善を求める意見書」や2021年10月15日付け宣言（2021年人権擁護大会）「弁護士の使命に基づき、被災者の命と尊厳を守り抜く宣言～東日本大震災から10年を経て～」などにおいて、被災者一人ひとりの生活再建を実現するために災害ケースマネジメントの普及、制度化を求めてきました。

国も、防災基本計画に災害ケースマネジメントを盛り込み、2022年3月には「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」を、2023年3月には全国自治体向けの「災害ケースマネジメント実施の手引き」を取りまとめて公表し、その中で、弁護士会は「連携機関」として重要な役割を担うプレイヤーとして位置づけられています。

こうした動きを受けて、被災経験のない自治体においても、災害ケースマネジメントへの関心が高まり、平時から、災害ケースマネジメントの実践に向けた準備が進められています。弁護士・弁護士会においても、災害ケースマネジメントについての理解を深め、自治体や関係機関とともに、地域の実情に応じた関与をする必要があります。

本事例集は、これまでの各地での災害ケースマネジメントについての実践をまとめたものです。被災地のみならず、未災地における平時の取組についても掲載をしています。弁護士や弁護士会において、災害ケースマネジメントの理解、準備を進める一助として、会内で共有・配布していただければと思います。また、弁護士・弁護士会が災害ケースマネジメントにどのような関わりができるかのイメージとして、行政や福祉機関、NPO等との連携を促進するためのツールとしても活用されることを期待しています。

## 事例1 仙台の取組（東日本大震災）

《災害名》 東日本大震災

《当事者》 仙台弁護士会所属の弁護士有志の「被災者（サポ弁）」

宮城県サポートセンター支援事務所（事務局宮城県社会福祉士会）

被災者を支援する支援者の方々

### サポ弁とは

2016年（平成28年）10月14日に仙台弁護士会所属の弁護士有志6名で、被災者を支援する「支援者を支援」する目的で、「みやぎ被災者支援サポート弁護士（略してサポ弁）」を設立した弁護団です。仙台弁護士会では電話相談、避難所相談や役所等での相談会、仮設住宅を巡回する相談会も開催しましたが、多くの課題を抱えているはずの仮設住まいの被災者や在宅被災者からの相談件数は伸びませんでした。自力で弁護士に相談できる被災者は、自身の問題点を把握できる被災者であり、何を相談したらよいのか分からない被災者が弁護士に相談することは難しいと痛感しました。また、当時、弁護士会や法テラスの相談は被災者本人あるいは親族に限られており、ボランティアやサポートセンターなどの相談支援員が代わりに相談することはできませんでした。そこで、被災者を支援するボランティアや相談支援員などの支援者からの相談等を受け支援することにより、弁護士にアクセスできない被災者に対し、支援者を介して支援することが可能となりました。サポ弁は、とにかくフットワーク軽く、相談しやすいことにこだわりました。支援団体や支援者（行政や行政職委員個人も含む）から寄せられた相談FAXに対し、一両日中に弁護士からコールバックする形で対応しました。必要があれば現地に赴き面談相談も行いました。宮城県外に避難した広域避難者向けの相談会（東京・大阪・秋田等）や原発事故の影響により福島県から宮城県に避難された方の相談会にも参加しました。

### 宮城県サポートセンター支援事務所との連携

サポ弁は、宮城県サポートセンター支援事務所と協定を締結し、被災者支援を行う支援者・団体を対象に相談業務や講演・啓発活動を幅広く行いました。その活動資金は、宮城県サポートセンター支援事務所から支払ってもらいました。宮城県内の被災市町には仮設住宅サポート拠点としてサポートセンターが設置されましたが、宮城県サポートセンター支援事務所との連携により、サポートセンターのライフサポートアドバイザーなどの支援員等にサポ弁が広く周知されたこと、活動資金を気にすることなく、また、弁護士の裁量で自由に活動できました。その結果、サポートセンターの支援員等のみならず、行政の被災者支援窓口、社会福祉協議会、地域包括支援センターや様々なボランティア団体から、多くの相談が寄せられました。

## 相談事例

寄せられた相談は多岐にわたりましたが、主要なものを挙げると、そもそも抱える課題が多く何から手をつけたら良いか分からないといった課題整理に関する相談、どの支援制度が使えるか分からない（既に受けた支援の内容もよく分からない）といった支援制度の相談、応急修理制度で最低限の修理をしたが費用が足らず雨漏りのする家で生活している、仮設住宅や公営住宅に入れないといった自宅の再建の相談、二重ローンに関する相談、原発事故に関し東京電力から送られてくる資料がよく分からない、東京電力からの提案に納得がいかないといった原発事故に関する相談、成年後見、虐待、生活保護などの相談、新たな自治会形成に関する相談、クレーマー対応で職員が疲弊してしまい本来業務に支障が出ているなどの支援団体や支援者からのクレーマー対応に関する相談などなど、様々な相談が多数寄せられました。

## ボランティア・自治体職員など

### 被災者支援を行う個人や団体との連携とその効果

多くの被災者にとって弁護士は敷居が高く、被災者によっては裁判沙汰の紛争しか相談してはいけないのではないかと思っている人もいます。また、自らの抱える課題を整理できない被災者や何を相談したらよいのか分からない被災者にとって、弁護士は余りに遠い存在です。しかし、このような被災者であっても継続的に被災者とコンタクトが取れているボランティアや自治体職員などが介在することによって、弁護士もアクセスし支援することができました。被災者の生活再建に当たっては、支援制度の情報提供のみでは生活再建に至らない被災者も少なくないです。支援制度の実施主体が行政であるため、窓口で対応する職員は、被災者から支援制度に関して様々な相談を受けますが、特に、家庭内の課題（債務整理、成年後見、相続など）は、自治体職員が立ち入りにくいものです。このような相談はサポ弁のような「専門性を持ったよそ者」が介在することで解決できること多いです。相談対応するうちに行政職員といわゆる「顔の見える関係」ができ、さらに気軽に相談してもらえるようになりました。ところで、弁護士だけでは被災者への情報提供には限界があります。例えば、住まいを自力再建するか、復興公営住宅に入居するかを選択するに当たっては、具体的な再建費用が分からなければ被災者は選択にたどり着くことはできません。そこで、建築士を始めとする他の専門土業とも連携する必要がありました。サポ弁は、宮城県災害復興支援土業連絡会と連携し、建築士等の専門土業に協力してもらい、必要な修理の範囲・費用などについてオーダーメイドの情報提供を行いました。また、建築士と現地を調査した結果、罹災判定時には見落とされていた被害が判明し、罹災判定が一部損壊から半壊に変更され、生活再建の道筋がついた被災者もいました。このようにサポ弁は、様々な支援者と連携することによって被災者支援を行うことができました。サポ弁は、「フットワークよく支援者を支援する仕組み」があれば、本当に困っている被災者を支援し、解決できる

課題は多岐にわたります。災害ケースマネジメントの一つの形と評価できるものです。

もっとも、サポ弁の反省点として、住民の合意形成支援の必要性は認識されていましたにもかかわらず、マンパワー不足等により、十分に支援できなかつた点が挙げられます。行政と住民が協働して復興まちづくりを行うためには、住民の合意形成を支援する専門家や外部支援者を派遣する仕組みが必要です。

**サポートセンター・  
被災者支援NPOを支える  
無料法律相談サービスが  
できました！**



被災者を支えるみなさんを、  
弁護士がいつでもサポートします。

例えばこんなことで困っていたら、  
お気軽に電話・FAXでご相談ください！！

:被災者の多重債務を解消・整理したいけどどうしたらいいの？  
:成年後見制度を導入するときの手続きはどうしたらいいの？  
:仮設住宅からすぐに退去できない人をどう支援すればいいの？  
:支援している人と紛争になってしまったけどどう解決したら…？  
:災害公営住宅の入居者どうしの紛争にどう関わればいいの？  
相続問題に困っている人から相談を受けてはどうしよう？  
…など、被災者支援業務の「困った！」に対応します。

※被災者支援に関する支援組織からの相談を受け付けます。困りごとを抱えた当事者の方ご本人からの相談には対応できません。  
問い合わせいただいた相談へのご返信には数日を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

**電話 : 022-265-845**  
(平日 10:00~16:00) 青葉法律事務所内  
「サポ弁！」の相談です」とお伝えください

**FAX : 022-227-4628**  
(24時間受付可能)

**必要に応じて出張面談にも対応します**

協働運営：宮城県サポートセンター支援事務所・みやぎ被災者支援サポート弁護士（仙台弁護士会所属）  
お問い合わせ：宮城県サポートセンター支援事務所：〒980-0014 仙台市青葉区本町3-7-4 宮城県社会福祉会館3F  
TEL: 022-217-1617 FAX: 022-217-1601 E-mail: miyagiaposen@mbr.sphere.ne.jp

**サポ  
弁！**

**サポ弁！FAX相談用紙**  
**FAX : 022-227-4628**

所属団体名称	
担当者氏名	
職種・役職	
電話番号	
FAX番号	
E-mail アドレス	
問題・困りごとの概要	
相談したいこと	
弁護士	県サボ
※事務局使用欄	

以上

## 事例2 岩手の取組（岩泉の支援）

《災害名》 平成28年台風10号

《当事者》 岩手弁護士会

岩泉町

NPO法人クチエ力等の被災者・生活困窮者支援団体

### 岩泉よりそい・みらいネット

平成28年台風10号の発災後、現地では、災害ボランティアの活動が活発に開始されました。

特に、2016年（平成28年）9月には、東日本大震災の時から岩手県内で被災者支援の活動を中心的に行ってきましたSAVE IWATE、遠野まごころネット、いわて連携復興センター、フードバンク岩手、岩手NPOフォーラム21と岩泉町内で活動していたクチエ力により、岩手NPO災害支援ネットワーク（INDS）が設立され、おづネットワークは、岩泉町、岩泉町社会福祉協議会と協力して、ボランティアセンターの運営、行政、社協の補助、被災者のニーズ把握、支援ごとのコーディネート（ボランティアとのマッチング）などを行っていました。

この時点で、「オール岩手での協働による復旧・復興の推進基盤」が構築されつつありました。

この活動の中から、岩泉町の面積が広く、高齢者も多いため（2015年（平成27）年の高齢化率40%）、被災者が町役場まで面談相談へ赴くことが困難であることが確認され、戸別訪問により被災者の被災状況等を把握する必要性が強く認められました。また、東日本大震災における被災者支援の経験から、緊急対応期以降に表面化する多様な悩み事や困りごとについて、一人一人によりそいケースマネジメントができる機関を設置することが必要であるとの前提で、INDSと岩泉町とで協議を行いました。

それを踏まえて、岩手弁護士会（「会」というよりは、災害対策委員会の委員）に対して、協力要請があり、岩手弁護士会の所属会員とINDSとの協力体制を構築することとなり、さらには、岩泉町も加わって、2017年（平成29年）1月に、官民協働プロジェクトとして、岩泉町被災者等生活相談支援事業を企画することとなりました。

岩泉町台風10号被害・生活相談支援ネットワークとの名称で、同事業が開始され、これを支える支援団体として、複数のNPO団体と岩手弁護士会が参加することとなりました。

参加団体によって、2017年（平成29年）4月に、任意団体として、「岩泉よりそい・みらいネット」を設立しました。

参画する団体は、被災者の戸別訪問や面談相談等を通じて、被災者一人一人が抱えている課題のみならず、その世帯全体が抱える複合的なニーズを包括的に受け止めた上で、岩泉町役場の福祉部門や、被災者支援のみではなく生活困窮者支援等を行う団体とも連携をして、被災者一人一人に対する必要な支援をコーディネートする活動を行いました。

## ケースマネジメントの実施

毎月1日に発行される岩泉町広報に岩泉よりいみらいネットが実施する相談開催予定日等の情報を掲載するとともに、岩泉町の全戸に設置されていたIP告知端末（ぴーちゃんネット）を活用して相談日等を周知しました。その上で、週に3回ワンストップ型の包括的相談窓口を設置し、相談者の課題を把握しました。そして、把握した課題について必要に応じて関係機関と連携をしたり、相談支援包括化推進会議を実施したりするなどして支援の内容を検討しました。対象者を台風の被害を受けた住民に限定しなかったため、幅広い困りごとを抱える世帯の相談を受けることにつながりました。

相談支援包括化推進会議においては、支援者や行政機関内の関係部署やケアマネージャーが、該当世帯が抱える課題について共有し支援についての役割分担を行うべく協議を行いながら支援プランを作成しました。

このように作成した支援プランを実施しながら、岩泉町等の関係機関によりモニタリングを行い、課題が解決できれば終結とし、解決ができない課題がある場合や解決に時間が必要な場合には継続して支援を行いました。

弁護士会としては、週に1回岩泉町に弁護士1名を派遣し、面談相談や戸別訪問を実施しました。面談相談の場所は、上記のとおり岩泉町の面積の広さを考慮し、数か所ある町役場の支所や、地区の公民館においても実施しました。

面談相談等で把握した相談者や被災世帯等の困りごとについて、弁護士は法的な観点から、その他参画団体からはそれぞれの専門性の観点から支援策について意見交換がなされ、必要と思われる支援を実施できるよう、岩泉町とも連携しながら活動を行いました。法的に解決が必要な事項については、相談を担当した弁護士等が委任を受けて解決を図ることもありました。

相談においては、クチエカに所属する社会福祉士が同行しており、また、参画団体から派遣されているNPO職員も相談に同席していることから、常に、多角的な面から相談者のお話を聞くことができるようになっています。

## ケースマネジメントの継続的実施

上記のとおり、解決が困難な課題や解決までに時間を必要とする課題のある世帯等については、継続してモニタリングを行うこととしていたため、平成28年台風

10号による被害について、住居の再建等復興が進んで以降も相談事業を継続して実施し、新たな困りごとの把握や継続する課題のモニタリング等を行いました。

このように、被災者のみならず多くの世帯・住民が抱える課題を、被災住宅の再建のみならず、対象者が平時より抱えていた課題や、被災をきっかけとして生じた継続的な課題についても、関係機関が連携して継続した支援を行いました。

以上

## 事例3 熊本の取組

### (平成28年熊本地震・令和2年7月豪雨)

《災害名》 平成28年熊本地震

令和2年7月豪雨（球磨川豪雨）

《当事者》 熊本県弁護士会

熊本市・南阿蘇村（熊本地震）

人吉市・球磨村／人吉市・球磨村地域支え合いセンター（球磨豪雨）

#### 熊本地震／熊本市との連携事例（意見交換会）

熊本地震の発災から約2か月後、熊本県弁護士会は、熊本市に対して、定期的な意見交換会の開催を打診しました。熊本市は、弁護士会からの呼びかけに応じ、2016年（平成28年）6月20日、熊本市政策局復興部との意見交換会が開催されました。この意見交換会は、2017年（平成29年）4月まで、毎月1回程度開催され、災害救助法の特別基準の運用改善、被災者生活再建支援法の実施方法の見直し、孤独死問題、復興基金の使途等、いわゆる「腹を割った議論」を行うことができ、非常に有用な意見交換会でした。

#### 熊本地震／南阿蘇村との連携事例（個別ヒアリング）

2017年（平成29年）10月初め、特定非営利法人「神戸まちづくり研究所」の代表者から、「南阿蘇村で希望する被災者住民全員を対象とした個別ヒアリングを11月と12月に集中的に実施する予定であるが、熊本県弁護士会にも協力を要請したい」との申し出がありました。

弁護士会も、震災から1年が経過し、被災者の自立再建の障害となっている要因は、被災者一人一人で異なるため、個々の被災者の実情に応じた個別支援（災害ケースマネジメント）しかないと考えていました。

そこで、弁護士会は、南阿蘇村との間で、2017年（平成29年）11月6日、派遣弁護士に対し、派遣業務委託費を支払うことを規定した「熊本地震被災者の住まい再建を図るための協定」を締結しました。

同協定に基づき、弁護士会は、同年11月11日から12月9日までの期間に、午前10時から午後4時まで、合計16回の個別ヒアリング支援に弁護士を派遣しました。この個別ヒアリングは、NPO法人のボランティア団体と協働して行いましたが、同村において、再建の見通しが立っていないと回答した500世帯のうち、約半数の250世帯のヒアリング及び法的アドバイスの支援を行うことができました。

この個別ヒアリング支援で最も大切にしたのは、各個別ヒアリングを単発の相談で終わらせずに、各個別ヒアリングで得られた情報を共有し、課題を協議し、各被災者に対し、フィードバックする仕組を作ることでした。そこで、個別ヒアリングとは別日に、支援関係者が集まり、「ケースカンファレンス会議」を定期的に開催しました。



ケースカンファレンス会議



情報と課題を可視化

## 球磨川豪雨／地域支え合いセンターとの連携事例

熊本県弁護士会は、熊本地震での教訓を踏まえ、豪雨発災直後に、被災自治体（人吉市・球磨村）に対し、「これから地域支え合いセンターが設立され、運営会議が定期的に開催されることになると思いますが、弁護士会の会員も参加しますので、開催日が決まりましたら教えてください。」と参加することを前提に、プッシュ型（押しかけ）支援を要請しました。

そして、弁護士会は、人吉市と球磨村で開催が決定した地域支え合いセンター運営会議に、第1回から参加することとなりました。人吉市は、発災から3年8か月で定期会議を終了しましたが、球磨村の運営会議は、発災から4年半経った今でも、毎月1回の開催を継続しています。

この会議では、被災地自治体の職員・地域支え合いセンターの職員（生活支援相談員）・NPOボランティアの職員・被災地の弁護士等が集まり、支援対象世帯における生活や住まいに関するあらゆる「お困りごと」に関して情報を共有し、課題解決に向けた協議を行っています。

この会議の中で、被災家屋のリフォームに関し、消費者被害が発生している可能性が指摘され、弁護士会が中心となって調査を行いました。その結果、複数の被害者の存在が確認されたため、悪質業者2社に対して、「被害者弁護団」を結成し、民事・刑事手続の支援を行いました。



以上

## 事例4 鳥取の取組（平成28年鳥取県中部地震、平時）

《災害名》 平成28年鳥取県中部地震

《当事者》 鳥取県

「鳥取県中部地震に係る生活復興支援に関する協定」に基づき弁護士会として相談業務を担当する弁護士を派遣。

### 「鳥取県中部地震に係る生活復興支援に関する協定」から 「鳥取県被災者生活復興支援に係る協定」への拡大

鳥取県弁護士会は他の専門士業団体とともに、2021年（令和3年）12月にそれまでの「鳥取県中部地震に係る生活復興支援に関する協定」を全県下での被災者復興支援のための内容に拡大して、新たに「鳥取県被災者生活復興支援に係る協定」を締結しました。相談業務を担当する弁護士の名簿を整備し、その後発生する災害に備えて、定期的に鳥取県との間で災害発生時の緊急連絡訓練を実施していますが、現在まで、実際の派遣要請はありません。

### 「鳥取県災害ケースマネジメント協議会」の設立 及び 幹事会員としての参加

鳥取県の呼びかけで2022年（令和4年）10月に「鳥取県災害ケースマネジメント協議会」が発足し、災害ケースマネジメントの実施体制の整備、災害ケースマネジメントに係る知見の収集及び普及、災害ケースマネジメントに係る人材養成等についての活動を開始しましたが、鳥取県弁護士会はこの協議会に幹事会の派遣母体として参加し、幹事会員を派遣しています。

これまで、「鳥取県災害ケースマネジメントの手引き」の作成に関与し、自然災害債務整理ガイドラインの適用を含む債務整理を中心とした支援を担う立場から当該手引きの附属資料となる訪問調査票において負債についての調査項目を設けることを提案して、これが完成版に反映されています。

また、協議会主催の災害ケースマネジメント啓発研修、人材養成研修にも弁護士会から参加者を出すことにより、市町村担当者との連携構築に向けての良い関係作りに努めています。

以上

## 事例5 広島の取組（平成30年西日本豪雨災害）

《災害名》 平成30年西日本豪雨災害

《当事者》 広島県災害復興支援士業連絡会（広島弁護士会も所属）

広島県／広島県地域支え合いセンター

### 被災地のボランティアセンター支援

士業連絡会では、発災直後から、被災地のボランティアセンターに運営スタッフを派遣する活動を行っています。

発災後すぐに被災地に行くことは、その後の信頼関係の構築につながります。被災地の状況は日々変わっていくため、ニーズ確認はボランティアセンターに行って情報収集するのが一番早いです。

被災者から直接、あるいはボランティア活動を通じてボランティアセンターに寄せられる法律問題や支援制度の相談についても対応できるようにしています。保健師が戸別訪問する際に同行させてもらうことなどもあります。

### 被災地での相談会

士業連絡会では、避難所や役場などで相談会を実施しました。

特筆すべきは、広島市安芸区役所の窓口で、広島市職員と2人体制で、「生活なんでも相談会」を行ったことです。平時から連携している広島市危機管理課からの依頼で実現しました。7月5日の発災で、7月12日～8月31日までは毎日、9月1日～14日までは平日、相談担当者を派遣しました。相談件数は、1,000件を超えました。

相談内容は、罹災証明や、行政から受けられる支援金に関する事、車や住居の保険、土砂や被災住居の撤去費用に関することが多かったです。

### 地域支え合いセンターとの協定締結

発災から約1か月後、法務大臣の記者会見での発言、法テラス理事長や広島県知事訪問などの出来事を経て、広島県から「連携のための協議をしたい」との打診がありました。

坂町、熊野町、三原市といった県内で大きな被害を受けた市町の避難所等で相談会を実施し、広島県の職員も同席しました。そして、専門家との連携が不可欠であることを理解してもらい、2018年（平成30年）10月30日、広島県、広島県地域支え合いセンターとの間で、協定を締結しました。広島県を委託者、広島県社協を受託者としてそれぞれ設置されました。



## 地域支え合いセンター職員との被災者の連携支援

地域支え合いセンターから専門家派遣依頼があった場合、まず、広島県地域支え合いセンターの担当職員から土業連絡会の事務局に連絡が入ります。そこで、事案に基づき、担当する専門家を調整して、現地に派遣します。必要な場合には複数の土業を派遣することもありました。

また、被災者支援の内容も個別相談、集合相談、講師派遣といった選択肢があるので、地域の実情に応じて、選んでもらっています。

現地では、建物や崩れた裏山の状態などをみて、建物や地盤の安全性、今後の生活再建の選択肢について助言をするなど、その後の具体的な支援につなげます。

土業が一緒に問題解決に当たってくれるということが、地域支え合いセンター職員にとっても安心感をもって事案に取り組めることにつながります。

## 平時からの連携協定の締結

地域支え合いセンターとの協定は西日本豪雨に限定した内容の協定でした。災害時の専門家支援の有用性について行政にも理解していただき、2022年（令和4年）3月には広島県と広島県土業連絡会との間で協定が成立しました。

この協定は、①平時より、広島県内の地域ごとの実情に応じて、災害に強いまちづくりを実現するため、防災・減災に関する専門的知見を有する土業団体を派遣すること、及び、②災害発生時に、被災者の心身の健康を確保し、生活再建に向けた各種相談活動等を実施するための専門家を派遣することにより、もって、地域社会の防災・減災ならびに災害復興に寄与することを目的としたもので、災害発生時の専門家派遣のみならず、平時の防災教育等でも派遣することができる内容となっていること、費用についても有償を前提としたものとなっています。

以上

## 事例6 静岡の取組

### (令和3年熱海市土石流災害・令和4年台風15号)

《災害名》 令和3年熱海市土石流災害

令和4年台風15号

《当事者》 静岡県弁護士会

熱海市／熱海市伊豆山ささえセンター（熱海土石流）

静岡市／静岡市地域支え合いセンター（台風15号）

### 支え合いセンター職員への支援制度研修

大きな災害で仮設住宅の入居開始等の時期に設置される被災者の見守り支援のための地域支え合いセンター。熱海土石流では熱海市と熱海市社協の共同で、台風15号では静岡市を委託者、静岡市社協を受託者としてそれぞれ設置されました。いずれの災害でも、弁護士会は、設置後間もない時期に、職員向けの支援制度研修を実施しています。被災者を直接訪問する支援相談員が健康、福祉のみならず支援制度の知識を持つことが被災者の再建には重要となります。熱海土石流では、住宅金融支援機構に要請し、センター職員向けに災害復興住宅融資、特にリバースモーゲージ型融資についての説明会も実施しました。



台風15号におけるセンターでの研修の様子

### 支え合いセンター職員とのMLの設置

弁護士会では、熱海土石流、台風15号いずれの災害でも、センター開設後速やかにセンターと弁護士会災害委員（数名規模）とのメーリングリスト（ML）を開設。隨時連絡が取れるようにするだけでなく、支援相談員がいつでも弁護士に法律問題や支援制度について相談できるようにしています。これにより、支援相談員が対応に困ったり、悩んだりするケースを弁護士会が支援できます。熱海土石流では、弁護士会で作成した冊子《生活再建の手引き》も職員に活用してもらいました。

### 支え合いセンター職員との被災者の連携支援

弁護士会では、上記MLや何でも相談ブースなどを通じて、センターから現地訪問への同行支援を要請された場合には、事案により、建築士、技術士など他の士業にも協力を要請し、一緒に現地を訪問するようにしています。現地では、建物や崩れた裏山の状態などを見て、建物の安全性、今後の再建の選択肢、罹災証明の判定などについて助言をするなど、その後の具体的な支援につなげます。

罹災証明の申請が未了であればその場で書類を集め申請を代行したり、住家被害認定調査の再調査を申請することもあります。建築士や技術士に意見書や報告書を作成してもらうこともあります。

支援相談員が、困難事例では、土業と一緒に問題解決に当たってくれるという安心感をもって事案に取り組めることも大切です。

また、支援相談員が、頻繁に被災者と同行して土業の無料相談ブースに相談に来てもらうことで、弁護士会や土業連絡会による無料相談会の活用促進にもつながっています。



台風15号の被災者宅の裏山  
を検分する技術士、弁護士、  
支援相談員

## 支え合いセンターの災害ケース会議への出席・助言

困難事例では、支援相談員だけでなく、自治体職員、地域包括支援センター、民生委員、災害NPO、技術系ボランティア、そして弁護士などの土業が一堂に集まり、ケース会議の場で、各人がもつ知恵や技術、ネットワークを駆使して問題解決、生活再建に当たる必要があります。

弁護士会では、いずれの災害でも、ケース会議に毎回弁護士を複数名派遣し、生活再建の支障となる相続、債務などの法律問題の解決への助言や、支援制度の活用アドバイスなどをしています。



熱海土石流の災害ケース会議  
に弁護士が参加する様子

## 支え合いセンターと連携した各種イベントの開催・参加

支え合いセンターは、被災者の交流の場、相談の場、ほっとできる場などを作るために、お茶会、足湯会、音楽会などのサロン活動を頻繁に行います。

弁護士会もこうしたサロン活動に参加し、また、センターと合同で、被災地で支援制度に関する出張説明会なども開催しています。

もちろん、支え合いセンターだけでなく、自治体や災害NPO団体と連携した出張相談会も頻繁に開催しています。



熱海土石流のサロン活動で弁護士会が担当した珈琲ブース

以上

## 事例7 徳島の取組（平時）

徳島弁護士会では、被災経験がないため、災害時の被災者支援の取組例はありませんが、平時の高齢者・障害者支援の取組として、高齢者障害者支援センターにおいて災害ケースマネジメントと類似の活動をしていますので報告します。

### 協定自治体への弁護士派遣

徳島弁護士会では、6市町と協定を締結し、いわゆる地域ケース会議に弁護士を派遣し、支援者に対して助言することにより、高齢者・障害者が抱える法的課題の解決に寄与しています（高齢者障害者支援センター）。寄せられている法的課題としては、成年後見、債務整理、相続等が挙げられます。また、生活困窮者自立支援相談事業を自治体から委託を受けている2団体とも協定を結び、支援調整会議や支援者に対する個別相談に弁護士を派遣しています（貧困問題対策委員会）。

### 重層的支援体制整備事業への協力

前述した司法ソーシャルの一環にはなりますが、令和6年度、初めて重層的支援体制整備事業を展開する阿南市と弁護士会が協定を締結し、地域ケース会議に弁護士を派遣しています。

もっとも、徳島弁護士会には、前述したとおり所管委員会も異なる分野毎の支援の仕組みしかなく、重層的支援体制整備事業の受け皿になる仕組みがないため、現在は、暫定的に高齢者・障害者支援に限定して協力する形となっており、重層的支援体制整備事業への協力は今後の課題となっています。



### 徳島県地域防災計画等の改定

徳島弁護士会の取組ではありませんが、徳島県は災害ケースマネジメントの実現に取り組んでおり、徳島県地域防災計画では、以下のとおり災害ケースマネジメントという文言が盛り込まれました。

「県及び市町村は、被災者が、個々の課題に適した支援制度を活用し、早期の生活再建に取り組むことができるよう、府内の関係部局や民間団体（社会福祉協議会、土業団体、NPO等）と連携し、平時から、災害時における民間団体との連携・支援のあり方について検討するとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施に向けた被災者の状況・ニーズについての情報集約や、一元的な相談窓口の設置・運営等、迅速な支援ができる体制の構築に

努める。」

また、徳島県では、国とは別に、徳島県版の災害ケースマネジメント手引書も策定するなど、県内市町村への啓発や研修等の取組を始めています。

以上